号外第72号
高　知　県　公　報
令和８年10月27日（火曜日）

高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発 行 日
毎　週　２　回
（火曜日・金曜日）

目　　次

規　則　　ページ
◎高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則　1
告　示
○告示（令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部改正　（漁業管理課）〈10・14掲示〉　1
○特定水産資源の採捕の停止の命令　（　〃　）〈〃　〉　1
◎地方自治法第180条の２の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行　（行政管理課）　1
○令和８年度２等陸・海・空士の募集期間等　（危機管理・防災課）　1
○食品衛生監視員及び食品衛生管理者の養成施設の登録　（薬務衛生課）　2
○保安林の解除予定の通知（２件）　（治山林道課）　2
○保安林の解除の予定　（　〃　）　2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出　（漁業管理課）　2
○公共測量の実施の通知（３件）　（用地対策課）　2
○道路の区域変更　（道　路　課）　3
○建築基準法による道路の廃止の承認　（建築指導課）　3
○公有水面埋立ての免許の出願　（港湾・海岸課）　3
◎「高知県立中学校・高等学校Ｗｅｂ出願システム」に係る入学手数料の指定納付受託者の指定　（教育委員会事務局高等学校課）　3
公　告
○土地改良区の役員の就退任　（農業基盤課）　3
○土地改良区の定款変更の認可　（　〃　）　3
高知県教育委員会規則
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則　4
高知県教育長訓令
◎教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令　4

規　　則

高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第53号

高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則

高知県公文書開示審査会規則（平成２年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「出席」を「出席（委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。以下同じ。）」に改め、同条第５項中「委員全員の出席がなければ」を「委員の過半数の出席がなければ」に改め、同項ただし書を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

高知県告示第611号の２

令和８年３月高知県告示第195号の３（令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部を次のように改正する。

令和８年10月14日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

２の(１)のイ中「3.017トン」を「3.735トン」に改め、２の(１)のウ中「4.871トン」を「6.551トン」に改め、２の(１)のエ中「19.115トン」を「19.302トン」に改め、２の(２)中「6.801トン」を「4.216トン」に改め、２の(３)のイ中「3.753トン」を「4.681トン」に改め、２の(３)のウ中「19.299トン」を「18.371トン」に改める。

３の(３)のイ中「3.964トン」を「4.595トン」に改め、３の(３)のウ中「0.970トン」を「0.339トン」に改める。

高知県告示第611号の３

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和８年10月１日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第２項第１号の規定に基づき、令和８年10月15日から同年12月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和８年10月14日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第628号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　補助執行させる事務

文部科学省所管の補助金等に関する事務のうち都道府県知事が行う事務（平成12年４月文部省告示第57号）の規定により高知県知事が行うこととなった事務のうち文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）の交付（市町村（市町村の組合を含む。）への交付に限る。）に関する次に掲げる事務

（１）　補助金等の交付の申請の受理（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第５条）
（２）　補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理（法第７条第１項第１号）
（３）　補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理（法第７条第１項第３号）
（４）　補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理（法第７条第１項第４号）
（５）　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理（法第７条第１項第５号）
（６）　補助金等の交付の決定の通知（法第８条）
（７）　補助金等の交付の申請の取下げの受理（法第９条第１項）
（８）　補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件の変更の処分の通知（法第10条第４項において準用する法第８条）
（９）　状況報告の受理（法第12条）
（10）　補助事業等の遂行命令及び一時停止命令（法第13条）
（11）　実績報告の受理（法第14条）
（12）　補助金等の額の確定及び通知（法第15条）
（13）　補助事業等の是正措置命令（法第16条第１項）
（14）　是正措置命令に従って行う補助事業等の実績報告の受理（法第16条第２項において準用する法第14条）
（15）　補助金等の返還命令（法第18条第２項）
（16）　立入検査等（法第23条第１項）

２　補助執行させる相手方

高知県教育次長

３　補助執行させる年月日

令和８年11月１日

高知県告示第629号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第１項並びに第118条の規定により、２等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集期間等を次のとおり告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　募集期間等

（１）　募集期間

随時（最終期限は、令和８年11月18日（水））

（２）　試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和８年11月21日（土）から同月23日（月）までの間のいずれか１日（筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和８年11月29日（日）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

（３）　採用時期

令和９年３月及び４月採用予定

２　問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088－822－6128

ホームページアドレス　https://www.mod.go.jp/pco/kochi/

高知県告示第630号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第６項第３号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第９条第１項第１号の食品衛生監視員の養成施設の登録をしたので、同令第20条第１号（同令第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　登録した養成施設の名称及び所在地

高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科　食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成プログラム

高知市池2751番地１

２　登録年月日

令和８年10月14日

高知県告示第631号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡仁淀川町上名野川字ナガサキ1729の73及び1729の74

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

林道用地とするため

高知県告示第632号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の41

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第633号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の41

２　保安林として指定された目的

公衆の保健

３　解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第634号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　届出事項

（１）　発起人の住所及び氏名

須崎市	奥　﨑　幸　則
〃	橋　田　哲　臣
〃	西　村　光　博

（２）　加入区の名称

大谷加入区

（３）　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

大谷漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

（１）　縦覧期間

令和８年10月27日から同年11月10日まで

（２）　縦覧場所

大谷漁業協同組合

高知県告示第635号

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年９月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

２　作業期間

令和８年９月25日から令和９年２月26日まで

３　作業地域

安芸市、南国市、香南市、香美市及び安芸郡芸西村の各全域

高知県告示第636号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月５日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類

公共測量（３級基準点測量）

２　作業期間

令和８年10月２日から同年11月30日まで

３　作業地域

香南市野市町大谷

高知県告示第637号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月７日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
　公共測量（基準点測量、路線測量）
2　作業期間
　令和８年10月13日から令和９年３月17日まで
3　作業地域
　安芸郡芸西村馬ノ上地区

高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和８年10月27日から２週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　中土佐佐賀
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）
高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番37から高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番36まで	前	A	6.0 ～ 113.0	214
		B	6.4 ～ 96.8	168
	後		6.4 ～ 96.8	168

高知県告示第639号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の廃止について承認する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

地　名	地　番	幅　員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
須崎市多ノ郷字馬神	甲656番	5.00 7.00	184.00 40.00	指定年月日：昭和45年11月20日
				指定番号：第31号

高知県告示第640号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第３条第１項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して３週間高知県土木部港湾・海岸課及び高知県安芸土木事務所室戸事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

1　公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
　高知市丸ノ内一丁目２番20号
　高知県（高知県知事　濵田　省司）
2　埋立区域
（１）　位置
　室戸市佐喜浜町字エミスノ前4920番27地先の公有水面
（２）　区域
　次に掲げる点１から点４までを順次に直線で結んだ線及び点４と点１とを直線で結んだ線により囲まれた区域
　点１　国土地理院電子基準点「室戸２」（北緯33度23分41秒6181・東経134度12分19秒9230）から110度24分19秒414.56メートルの地点
　点２　点１から352度48分43秒6.90メートルの地点
　点３　点２から82度48分43秒5.00メートルの地点
　点４　点３から172度48分43秒6.97メートルの地点
（３）　面積
　34.66平方メートル
3　埋立てに関する工事の施行区域
（１）　位置
　室戸市佐喜浜町字エミスノ前4920番27、4920番135及び4920番95地内並びに地先の公有水面並びに4920番１、4920番133及び4920番26の地内
（２）　区域
　次に掲げる点Ａから点Ｊまでを順次に直線で結んだ線及び点Ｊと点Ａとを直線で結んだ線により囲まれた区域
　点Ａ　国土地理院電子基準点「室戸２」（北緯33度23分41秒6181・東経134度12分19秒9230）から114度44分32秒441.94メートルの地点
　点Ｂ　点Ａから353度16分21秒4.06メートルの地点
　点Ｃ　点Ｂから262度28分13秒9.99メートルの地点
　点Ｄ　点Ｃから317度36分19秒3.93メートルの地点
　点Ｅ　点Ｄから353度00分44秒34.56メートルの地点
　点Ｆ　点Ｅから354度00分26秒4.49メートルの地点
　点Ｇ　点Ｆから262度48分43秒19.62メートルの地点
　点Ｈ　点Ｇから352度48分43秒85.07メートルの地点
　点Ｉ　点Ｈから82度48分43秒90.60メートルの地点
　点Ｊ　点Ｉから172度06分56秒130.61メートルの地点
（３）　面積
　11,027.48平方メートル
4　埋立地の用途
　ふ頭用地
5　出願年月日
　令和８年９月29日

高知県告示第641号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定に基づき指定納付受託者を令和８年10月19日に指定したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
東京都港区芝浦三丁目１－１田町ステーションタワーＮ19階	ＳＰ．ＬＩＮＫＳ株式会社	「高知県立中学校・高等学校Ｗｅｂ出願システム」を利用して納付される入学手数料	令和８年12月１日から令和９年３月31日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

役名	氏　名	住　　所
（退任）		
理事	中尾　博憲	高岡郡四万十町金上野497番地
（就任）		
理事	山脇　光章	高岡郡四万十町香月が丘５番４号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定によ

り、北川土地改良区の定款の変更を令和８年10月13日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年10月27日

高知県知事　濵田　省司

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月27日

高知県教育長　今城　純子

高知県教育委員会規則第９号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校	平成２年１月１日 〃

別表第１の２級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	野根小学校 野根中学校	平成28年４月１日 令和８年９月１日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第６号

教育委員会事務局
各教育機関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年10月27日

高知県教育長　今城　純子

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育次長の権限に属する事務決裁規程（平成28年３月高知県教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

３　補助金に関する事務	文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）の交付（市町村（市町村の組合を含む。）への交付に限る。）に関すること。					この事項の決裁は、教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年３月高知県教育長訓令第３号）別表の７に定めるとこ

						ろによるものとし、同表の「決裁権者」欄の「教育長」とあるのは、「教育次長」と読み替えるものとする。

附　則

この訓令は、令和８年11月１日から施行する。